

旧広島市民球場跡地イベント広場 キッチンカー出店の料金・流れ・出店規約



料金

出店料が必要です

出 店 料：1日あたり5,000円前後 ※イベント内容に応じて青の都度設定します
売上手数料：なし

出店までの流れ 事務局がご案内するイベントへの出店には登録が必要です
※登録無料

<出店登録（随時受付）>

出店希望者は、事前に旧広島市民球場跡地イベント事務局へ出店登録をしてください。

「キッチンカー出店規約」をお読みいただいた上で、事務局へメール (park1@c-kikaku.co.jp) に必要提出書類を添付し、送信してください。

(必要提出書類) 出店登録申込書、営業許可証の写し、食品衛生責任者の写し、食品賠償
保険等の証明書の写し、車検証の写し、販売車写真画像、主な販売商品画像

※提出書類内容に変更があった場合は、事務局にご連絡ください。



<出店登録申込書・必要提出書類の受理・審査>

ご提出いただいた書類の内容確認を事務局が行い、結果を通知します。



<出店者募集の告知>

事務局から出店者募集の告知がメールで届きます。



<出店希望の連絡>

出店を希望する場合は、事務局にメールでお知らせください。事務局から出店の可否を返信します。



<出店当日までの事務局とのやり取り>

スケジュールや販売物確認などのやり取りがあります。出店料は前払いとなります

お支払い：事務局から請求書をお届けしますので、支払期日までにお振り込みください。

※期日までにお支払いが確認できない場合は、出店をお断りすることができます。



<出店当日>

出店当日：設営開始・撤収完了時には、スタッフにお声がけください。

<次年度>

事務局から、次年度の出店継続希望の確認メールが届きます。希望する場合は、出店登録時から同様の書類（最新版）をメールで事務局までお送りください。

旧広島市民球場跡地イベント広場 キッチンカー出店規約

本規約は、旧広島市民球場跡地イベント事務局（以下「当事務局」という。）が運営する旧広島市民球場跡地イベント広場（以下「当広場」という。）にて、当事務局がご案内するイベントへのキッチンカーの出店を希望する個人、または企業（以下「出店希望者」という。）の登録および出店申し込み、出店に係る遵守事項を定めたものである。出店希望者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（出店登録）

- 1 出店希望者は、事前に当事務局へ出店登録をすることとする。出店登録資格は次のとおりとする。
 - (1) キッチンカーを保有およびリースしている者、または、保有およびリースの計画がある者
 - (2) 広島市にて、営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
 - (3) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
 - (4) 食品賠償保険等に加入している者
 - (5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
 - (6) 当社の指示、出店区画に同意できる者
- 2 出店登録料は無料とする。
- 3 出店希望者は、以下各号の資料（以下「出店登録申込資料等」という。）を、当事務局にメールで提出して申し込むものとする。
 - (1) キッチンカー出店登録申込書 1部
 - (2) 営業許可証の写し 1部
 - (3) 食品衛生責任者証（またはそれに代わる資格証明書）の写し 1部
 - (4) 食品賠償保険等の証明書の写し 1部
 - (5) 車検証の写し 1部
 - (6) キッチンカーの写真画像（キッチンカー全体が確認可能な写真、ナンバープレート等） 数枚
 - (7) 主な販売商品の写真画像 数枚
- 4 当事務局は出店登録申込資料等を審査後、出店登録の可否をメールにて通知する。出店登録を認めた出店希望者（以下「出店者」という。）への登録完了メールの送信をもって、出店者は当広場へ出店する権利を有するものとみなす。なお、出店希望者は出店許可の可否に関する異議申し立てをすることはできない。
- 5 出店者による他者への出店権利の譲渡は禁止する。
- 6 出店登録申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当事務局へ新たな出店登録申込資料等を提出すること。

第2条（出店登録申込の禁止）

以下各号に該当する者は出店登録申し込みを行うことができない。また、出店希望者及び出店者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 憲役または禁固の刑に処せられ、その執行を終わっていない者

- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者および有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過していない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- (8) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要挙行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む。）
- (9) 第1条の要件を満たさない者
- (10) その他当事務局が不適当と認めた者

第3条（出店登録申込の受付中止）

当事務局は、前触れなく出店登録の申込受付を中止することがある。

第4条（出店者募集の告知）

当事務局は、出店可能な日時等の情報を出店者にメールにて通知する。出店希望者は、当事務局に出店する意思をメールで連絡すること。

第5条（出店場所・販売方法）

- 1 当事務局から出店者に対し出店の可否を通知する。
- 2 出店場所は当事務局が決定する。当事務局の都合により、当初予定していた出店場所および区画が急遽変更となる場合がある。
- 3 当事務局は事前に出店者に通知の上、出店に係る立会検査を行うことができる。

第6条（出店にかかる料金）

- 1 出店にかかる料金は次の通りとする。
 - (1) 出店料は1日あたり5,000円前後とする（電気・水道利用料を含む）。イベント内容や電気水道の利用などにより、当事務局が都度設定する。
 - (2) 施設設備品（以下の表を参照）を使用する場合は、別途使用料を請求する。

（税別）

品目	数量	単価(1日)	品目	数量	単価(1日)
1 折りたたみイス	20	200円	11 ボールパーテーション	20	2000円
2 テーブル	10	1000円	12 ウエイト	8	300円
3 電気ドラム	4	300円	13 簡易PAシステム	1	10000円
4 テーブル用台車	1	無料	14 USB電源アダプター	1	300円
5 イス用台車	1	無料	15 電源タップ	8	200円
6 脚立	1	無料	16 デシベル計測器	1	1000円
7 手押し台車	4	無料	17 ヨガマット	50	500円
8 マルシェ用屋台	10	3000円	18 スタンドライト	2	3000円
9 サインスタンド	8	2500円	19 ヘッドセットマイク	2	2500円
10 テント	2	3000円	20 有線LANルーター、ケーブル	1	10000円

- 2 出店者は、請求書に定める期日までに前項の料金を、指定された金融機関口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は出店者が負担する。
- 4 本条第2項により支払われた出店料金は、出店者に返還されないものとする。ただし、当事務局の責による予期せぬ出店中止等が発生した場合はこの限りではない。

第7条（販売可能な商品）

出店者の営業許可証の範囲内の飲食物などとする。

第8条（販売禁止商品）

販売禁止商品は次の通りとする。

- (1) 出店申込書に記載していないもの
- (2) 消費期限および賞味期限が切れているもの、またはそれらで調理したもの
- (3) その他、当事務局が販売禁止と判断したもの

第9条（出店内容の調整）

- 1 出店者は、当事務局が指定する期日までに、出店内容を確定し、その内容を連絡することとする。期日までに確定連絡のない場合は、出店しないと見なすことがある。
- 2 出店者は次の各項目に該当する場合、事前に当事務局へ申し出ること。
 - (1) BGM等の音出しをする場合
 - (2) 電気・水道・火気を使用する場合
 - (3) テント・パラソル・テーブル・発電機などの備品を持ち込む場合
 - (4) その他、行政等への許可申請が必要な行為を行う場合

第10条（車両）

当広場への車両進入時、出店者は以下の点に注意することとする。

- (1) 事前に当事務局が発行した車両通行許可証を車両のダッシュボードに掲出して当広場内を通行すること
- (2) 車両には、食品衛生責任者の修了書またはそれに準ずるものおよび営業許可証を、商品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること
- (3) 来場者が多い状況での車両の移動は控えること。移動する場合は車の前に誘導員を付けること

第11条（出店当日の遵守事項）

出店者は以下の項目を遵守することとする。

- (1) 自らの責任および費用負担において、来場者に対する接客、販売、アフターフォローや、出店者間のトラブルなど、全ての対応を行うこと
- (2) 当事務局や当広場のスタッフから指示がある場合はそれに従うこと
- (3) パラソル・発電機・看板などの持ち込み備品は指定の場所に設置すること。備品が風で飛んだり、来場者がぶつかったりしないよう対応すること
- (4) 搬入開始および撤収完了時には、現場スタッフにその旨を申し伝えること
- (5) 当事務局が用意する基本設備以外、販売に関わるものは出店者各自で用意すること。ただし、当広

- 場の設備（屋外コンセント、散水栓、排水枠、有線 LAN コンセント）や備品の使用を希望する場合は、事前に当事務局に連絡し、指示に従うこと
- (6) 火器を使用する場合、必ず消火器を設置すること
 - (7) 保健所および消防による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに改善すること
 - (8) 出店ブース内で BGM 等音出しをする場合、隣接する出店者に迷惑がかからない音量（8 時から 19 時は 50 デシベル、19 時から翌 8 時は 45 デシベルまで）および態様にとどめ、かつ必要とされる音楽の権利処理を、出店者の責任および費用負担で行うこと
 - (9) 出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加（販売メニュー品目の変更を含む。）、食品賠償保険等の更新など、出店登録資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当事務局へ新たな資料を提出すること
 - (10) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
 - (11) 自責による施設および備品等の破損、紛失について、当事務局は一切の責任を負わない
 - (12) 商品、売上金および貴重品等の盗難、紛失、損傷等について、当事務局は一切の責任を負わない。
それらのトラブルを認識した場合、速やかに当広場スタッフに通知すること
 - (13) 出店業務で出たゴミは持ち帰ること。ただし、当広場側での有料回収は相談に応じる。また、イベント主催者がゴミの管理、回収を行う場合はこの限りではない
 - (14) 営業終了後、使用した区画を原状復帰すること。自己の備品等を敷地内に放置しないこと

第 12 条（当日の禁止事項）

- 1 当広場では以下の行為を禁止とする。
 - (1) 来場者や他出店者に対する迷惑行為や営業妨害
 - (2) 拡声器を使っての呼び込みや、強引な勧誘
 - (3) 出店者の過度な飲酒および指定場所以外での喫煙
 - (4) 危険物など禁止されている物品の持ち込み、展示および販売
 - (5) 他の出店者の商品、肖像および来場者の肖像の無断撮影、並びに撮影物を複製またはインターネット上に無断アップロードするなど、権利を侵害する利用
 - (6) 出店の権利を有償または無償で第三者に譲渡または貸与する行為

第 13 条（出店内容の変更、出店のキャンセル）

- 1 出店者の都合による出店内容の変更およびキャンセルをする場合は、出店日の 3 営業日前までに当事務局へ報告するものとする。ただし、出店料の払い戻しはしない。
- 2 出店当日が大雨、強風、大雪などの悪天候や天変地異、交通トラブルの場合、かつ当事務局への出店キャンセルの報告がある場合、キャンセル料は発生しないものとする。
- 3 出店を無断キャンセルした場合、以後出店を認めない場合がある。

第 14 条（販促・広報活動）

- 1 出店者は、販促・広報活動を行う際、当広場の商号（ロゴ等含む。）を無断で使用してはならない。
ただし事前に当事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- 2 出店者は、以下の事項に同意することとする。
 - (1) 当事務局または当事務局の指定する者が、出店当日のイベントおよび当事務局が企画、運営、関係

する他のイベントの広報および運営を目的として、出店当日のイベントで販売された商品、出店者の肖像を含む開催風景を写真または映像で撮影すること（撮影された写真および映像を以下「プロモーション素材」という。）

- (2) 当事務局、出店当日のイベント主催者・スポンサー、当事務局が指定する第三者が、プロモーション素材および出店者ホームページや SNS 等に登録された出店者の出店タイトルや出店商品の写真、情報等を、本 WEB サイト、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、DM、パンフレット等の印刷物に利用すること（以下「本利用」という）
- (3) 本利用は、期間および場所を限定されず、かつ出店者に対する対価の支払いを要しないこと
- (4) 出店者は、前項に定めるプロモーション素材の撮影および本利用に関し、当事務局または当事務局の指定する第三者に対し、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使しないこと

第 15 条（契約解除）

- 1 当事務局は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。
 - (1) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
 - (2) 振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、または支払停止または支払不能の状態に至ったとき
 - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立を受けたとき等財産状況が悪化したとき
 - (4) 財産状況が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - (5) その他出店者が当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき
- 2 当事務局は、出店者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないとときは、出店を停止させ、契約を解除することができる。

第 16 条（契約の消滅）

天災、地変、火災その他当社、出店者双方の責めに帰さない事由により、当広場が滅失した場合、契約は当然に消滅する。

第 17 条（免責）

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症、戦争行為等その他不可抗力と認められる事故、または当広場もしくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当事務局および出店者は互いにその責を負わないものとする。

第 18 条（問い合わせ）

キッチンカー出店に関する当事務局への問い合わせは以下の通りとする。

旧広島市民球場跡地イベント事務局

〒730-0854 広島市中区土橋町 7-1 (株)中国新聞企画サービス内

電話 : 082-208-2090 メール : park1@c-kikaku.co.jp

営業日 : 平日のみ（土日祝日は除く）

受付時間 : 9 時 30 分～17 時 30 分

※受付時間外の問い合わせについては、氏名・連絡先・問い合わせ内容を記載の上、メールもしくは当広

場ホームページの問い合わせフォームにて行うこと。受付時間外、営業日以外の問い合わせは翌営業日受領扱いとする。

第 19 条（本規約の変更）

当事務局は、自らが必要と認めたときに、申込者および出店者の一般の利益に適合する場合または本規約の範囲内で変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。この場合、当事務局は変更後の本規約の内容および変更の時期を当広場ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、出店登録、出店者がキッチンカーの出店を行った場合には、本規約の変更に同意したものとみなす。

第 20 条（協議）

本規約に定めがない事項および本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第 21 条（個人情報保護）

当事務局は、出店希望者および出店者から得た個人情報について責任をもって管理し、出店希望者および出店者の同意なしに第三者へ開示しないこととする。

第 22 条（合意管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、広島地方（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上

2022年12月1日 制定

2025年 4月1日 改定